（削る。）

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

第二条　法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

第二章　輸入植物等の検査

（検疫有害動植物）

第三条　（略）

（検査証明書の添付を要しない植物）

第四条　（略）

（検疫指定物品）

第五条　法第六条第一項の検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定める指定物品は、次のとおりとする（中古のものに限る。）。

一　農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）

二　農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベーラー、収穫機又は脱穀機

三　農業用トラクター

（基準に適合していることについての検査を要する植物等）

第五条の二　法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検疫指定物品及び基準は、別表一の二のとおりとする。

2　前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入場所の指定）

第六条　法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物又は検疫指定物品を携帯して輸入する場合に限る。

一～三　（略）

（農林水産省令で定める特別の用）

第六条の二　法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第四条第一項、法第八条及び法第十条の規定による検査に使用すること。

五　法第十六条の七の規定による調査に使用すること。

六　法第十六条の八の規定による通報を行うために使用すること。

（輸入禁止品の輸入許可の申請等）

第七条　法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出して行うものとする。

2　農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

（議長の職務等）

第四条　議長は、公述人が多いときは、各種の意見を代表する者に発言させなければならない。

2　議長は、農林水産省の官吏のうちから説明者を指名しなければならない。

3　議長は、公述人又は説明者の発言時間の範囲を制限し、又はその発言が当該事項の範囲をこえた者の発言を制止することができる。

4　議長は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合には、次回の日時及び場所を指定して出席者にこれを通知しなければならない。

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

第五条　法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式の通りとする。

第二章　輸入植物の検査

（検疫有害動植物）

第五条の二　（略）

（検査証明書の添付を要しない植物）

第五条の三　（略）

（新設）

（栽培地検査を要する植物等）

第五条の四　法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物及び検疫有害動植物は、別表一の二のとおりとする。

2　前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入場所の指定）

第六条　法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物を携帯して輸入する場合に限る。

一～三　（略）

（農林水産省令で定める特別の用）

第六条の二　法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（輸入禁止品の輸入許可）

第七条　法第七条第一項但書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、法第七条第一項但書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、許可したことを証する書面（第三号様式）を一梱当り二通ずつ交付するものとする。